

児童虐待防止啓発動画制作等業務委託仕様書

1 業務の名称

児童虐待防止啓発動画制作等業務委託

2 業務の目的

本県における令和3年度の新規児童虐待相談件数は、2,259件（前年比151件増）と過去最大を記録した全国同様、増加傾向にある。

本事業では、子どもから大人までのすべての県民が児童虐待について正しく理解し、虐待防止や万が一の際に相談・通告の必要性を示唆する動画を制作するとともに、テレビやインターネットを活用したCMを世代に応じて配信することにより、児童虐待の発生しない社会の実現につなげる契機とすることを目的とするものである。

3 業務期間

契約締結日から令和5年3月31日まで

4 業務内容

受託者は、山梨県と協議しながら実施体制を構築し、業務を進めること。

(1) コンセプト

本県では、児童虐待防止のための取組として、相談窓口をPRするCM放送、リーフレットの配布、施設のライトアップなどの啓発活動を行っている。新規児童虐待相談件数が年々増加傾向にある中で、相談件数の増加は、こうした取組の一定の成果とも見て取ることのできるものの、啓発を行うターゲットを明確に定めず広く一般県民を対象としてきたため、子ども、大人（保護者、周囲の人）といった各世代への訴求が十分に行われていない状況である。

加えて、啓発の内容が、虐待事案について（かもしれないを含む）、窓口への相談・通告を促すものが中心であり、本来目指すべき、児童虐待が発生しない社会の実現に向けては、不十分である。

このため、本来、目指すべき姿の実現に向けて、相談窓口の周知とともに、一般県民が虐待を起こさないよう、児童虐待について正しく理解し、子どもの権利を守ることを主眼においた啓発が必要である。

本事業では、上記の考えを主眼のもと、子どもと大人をそれぞれ個別のターゲットとして区別し、啓発のための動画の制作及びCM広告の展開を行うことをコンセプトとしている。

また、動画制作において、令和5年2月に新たなる設置するSNS相談窓口の周知

を行うとともに、児童虐待防止のシンボルである「オレンジリボン」にちなみ実施中の令和4年度山梨県オレンジリボンキャンペーンの取組の一環として実施する。

(2) ターゲット

子ども：県内在住の18歳以下の小中高生

大人：県内在住の18歳以上の大人

(3) 実施内容

ターゲットに訴求するイメージコンセプトを定め、コンセプトに沿った児童虐待の正しい理解及び防止のための啓発動画をターゲット対象ごとに作成し、山梨県ホームページや山梨県公式YouTubeチャンネル「山梨チャンネル」等において公開する。

作成する動画は、子ども向け動画60秒1本及びその短尺版15秒1本、大人向け動画15秒1本の計3本とする。

また、作成した動画を公開しただけでは、「その動画を見たい」という意思を持って探した者しか見ないため啓発効果が見込めないことから、対象者に確実に視聴してもらうため、15秒動画を活用した動画広告をテレビCM及びインターネット広告の活用により発信する。

① 児童虐待防止啓発動画の制作

県内在住の18歳以下の小中高生が児童虐待を正しく理解し、万が一の際は、電話・SNSにより相談・通告ができることをコンセプトとした60秒の子ども向け動画（以下「子ども向け動画」と言う。）及び広告としても活用可能な15秒の短尺版動画（以下「短尺版動画」と言う。）を各1種類制作すること。

県内在住の18歳以上の大人に対し、増加傾向にある児童虐待への正しい理解、虐待の発生の予防及び相談・通告の仕組みを訴求することをコンセプトとした15秒の大人向け動画（以下「大人向け動画」と言う。）を1本制作すること。

なお、制作する動画の内容は、次のとおりとする

動画の種類	内 容
子ども向け動画	小中高生が児童虐待について正しく理解できるよう、保護者などから「しつけ」とは異なる形で、暴力や暴言、無視などをされ、自らの心や身体が傷つく状態となることはよくないことであり、子どもの権利が守られていない状態にあることを伝える内容とすること。 また、自分自身を守るため、虐待を受けている、よくわから

	<p>ないけど虐待かもしれないと思った際には、すぐに電話や SNS により相談できることを伝えるとともに、どういう風に自分の状況などを説明すれば良いか、相談することで得られる効果がわかる内容とすること。</p> <p>難しい表現は避け、小中高生の興味・関心を引く内容の構成とすること。</p>
短尺版動画	<p>上記の子ども向け動画では長いと感じる子どもへの訴求や、子ども向け動画に誘導するためのインターネット広告として活用するため、上記動画を短時間に凝縮し、子どもの興味を引く内容とすること。</p>
大人向け動画	<p>大人が児童虐待を正しく理解し、子どもの権利を守り虐待を起こさないことを伝えること。</p> <p>また、悩んだときには電話や SNS で気軽に相談できること、周囲で虐待かもしれない、または虐待の事例を見かけた場合には、すぐに電話や SNS により相談（通告）することを訴求する内容とすること。</p> <p>県が令和5年2月下旬に実施予定である子どもの権利について理解を深めるイベントの参加者募集への告知にも対応できる内容とすること。</p>

すべての動画制作における共通条件は次のとおりとする。

- 山梨県制作の映像であることがわかるようにすること。（手法は自由とする。）
- 児童虐待を受けた際、発見した際の相談（通告）先である「児童相談所虐待対応ダイヤル（189）※1」及び令和5年2月開設予定の SNS 相談窓口「親子のための相談 LINE※2」を周知すること。
 ※1 24時間365日対応 ※2 平日12時～22時対応
- SNS 相談窓口については、新たに開設する窓口であり、緊急時でなくとも気軽に相談できる窓口であることを PR すること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響など、虐待の事例は指定しないが、時流に沿った内容として制作すること。
- 映像素材は、アニメ、実写、CG 等種類を問わないものとする。
- YouTube への掲載、テレビ CM、インターネット広告の実施にあたり、視聴に支障がないよう、権利関係を処理すること。
- 啓発対象に対し訴求できる内容とするため、動画の題材の選定や内容の企画構成力が重要となることから、児童虐待の専門家等の監修を推奨とする。
- 制作した動画は、山梨県ホームページや山梨県公式 YouTube チャンネル「山

梨チャンネル」に無期限で掲載を行うため、インターネット上で配信可能な状態で、県の指定する方法で納品すること。

- 県では、SNS 相談窓口「親子のための相談 LINE」の開設に併せ、電話と SNS の両相談窓口を PR するための Twitter アカウント「(仮称) 山梨県児童虐待相談窓口」を開設し、制作した動画の PR を行う予定としている。

大人向け動画は、テレビ CM としても活用できる状態で納品すること。

大人向け動画の制作にあたっては、県が令和5年2月下旬に開催予定であるイベント告知への対応について、参加者募集期間終了後、告知事項の削除を行うなど動画の修正対応ができるよう配慮すること。

なお、動画の企画・構成については受託者が作成し、事前に県の承認を受けて実施すること。また、取材先の選定・調整等も受託者が行うこと。

② 大人向け動画による PR について

大人向け動画について、広く県民に対し正しく周知が図れるよう「世の中の動きについて信頼できる情報を得るメディア」としてよく利用されるメディアであるテレビを活用し、CM 広告として放映を行う。

実施期間：令和5年2月中を基本として実施

実施回数：28回以上

(Aタイム：3回以上、Bタイム：3回以上、Cタイム：3回以上とする)

放映先：(株)山梨放送(YBS)、(株)テレビ山梨(UTY)の2局又は
いずれかの放送局において実施

(参考) Aタイム : 19時~23時

Bタイム : 7時~10時、14時~16時、17時~17時30分

Cタイム : 12時~14時、17時30分~19時、23時~24時

Dタイム : 10時~12時、16時~17時 24時~7時まで

なお、CM 広告の実施期間、実施回数、放映先(放送局及びタイムテーブル)については受託者が計画を作成し、事前に県の承認を受けて実施すること。また、放送局との調整等も受託者が行うこと。

③ 子ども向け動画による PR について

子ども向け動画について、県では、県内の小中高生に見てもらえるよう、動画の公開先にアクセスするコードを付した告知用カードを作成し、学校通じて配布を行うため、配布期日※に間に合うよう動画の制作を行うこと。

※令和5年2月初旬配布予定

告知用カードを配布するのみならず、子ども向け動画へのターゲットに対するリーチを高めるため、短尺版動画について、インターネットメディアを活用し、広告動画により情報を発信するなど効果的なPRを実施すること。

なお、目標等は、下記を目安とすること。

実施期間：令和5年2月中を基本として実施

ターゲット対象：県内在住の18歳以下の小中高生

広告表示回数目安：40,000回

広告視聴回数目安：28,000回

広告最大視聴時間（15秒）達成目標：70%

YouTubeに掲載した子ども向け動画への流入数目標：広告視聴回数の70%

④ 企画会議の実施

(ア) 本業務については、業務執行上必要な企画会議を月1回以上開催し、動画の内容、広報計画等について、受託者の責任において提案し、山梨県と協議すること。

2. なお、会議の結果については、受託事業者でとりまとめの上、速やかに県に報告すること。

⑤ 効果測定・分析

本委託業務について、テレビCMの効果（可能な範囲で把握できる視聴率等を含んだ分析結果）及びインターネット広告の表示回数、動画の視聴回数、視聴者の属性（年齢、時間帯、地域、特性等）、その他広報の効果について分析数値を企画会議において報告すること。

なお、子ども向け動画の視聴回数、動画への流入経路等の情報については、県が受託者に別途提供する。

(4) テレビCM及びインターネット広告配信の想定時期

令和5年2月～3月初旬に集中的に実施（詳細は県と協議の上、決定）

5 成果物

本業務について、次のとおり成果物を納品するものとする。

(1) 成果図書等

① 業務完了届（任意様式）

② 児童虐待防止啓発動画制作等委託実績報告書（任意様式）及び精算書（任意様式）

なお、精算書は、契約書第3条の規定に従い、同条の金額を上限として甲から乙へ支払う委託料の根拠となるものである。

- ③ その他（作成した動画、本業務で使用した各種ドキュメント等）

（2）納品方法

紙媒体及びDVD-R等による電子メディア各2部を山梨県子育て支援局子ども福祉課に納品すること

（3）納期

令和5年3月31日

ただし、制作した動画は、広告開始に間に合うよう令和5年1月下旬を目途とし、納期について、県と事前に協議すること。

（4）その他

本業務により作成された成果物の所有権、著作権及びその他の権利は、山梨県に帰属するものとする。

制作した動画について、次年度以降、児童虐待啓発事業活用する際、テロップの修正やメッセージの追加など行うための編集を行うことも想定しているため、対応できるようにオリジナルのデータ素材について、県に納品するか、業務完了後3年間、受託者側で保有しておくこと。

なお、受託者側で保有するデータの処分を行う際は、事前に県に連絡すること。

6 業務実施体制

事業の実施に当たっては、県との協議、関係者への連絡調整などが迅速に行えるような体制を整えること。経費の執行については、費用対効果を十分に考慮し行うこと。

（1）業務実施責任者

- ① 受託者は、本業務委託を指揮する業務実施責任者を配置すること。
- ② 業務実施責任者は、企画立案・実施のほか、本業務従事者を十分指導して業務を実施させること。
- ③ 業務実施責任者は、動画制作に係る出演者や関係者等との交渉、連絡調整を行うこと。
- ④ 業務実施責任者は、県との連絡を密に行い、業務を進め、遅滞なく業務が遂行できるよう管理を行うこと。
- ⑤ 業務実施責任者は、本業務を安全に実施できるよう管理を行うこと。
- ⑥ 業務実施責任者は、経費・事業内容等、県から報告を求められた際は速やかに対応すること。

- ⑦ 受託後は、やむを得ない場合を除き、業務実施責任者を変更しないこと。
- ⑧ 受託者は、契約締結後速やかに業務実施責任者の氏名等を県に通知すること。

(2) 業務従事者

- ① 業務従事者は、業務実施責任者とともに本業務に係る企画立案・動画制作、広告出稿業務を行うこと。
- ② 業務従事者は2名以上とし、受託者は、契約締結後速やかに業務従事者の氏名等を県に通知すること。

7 その他

- (1) 本業務の全部を一括して第三者に再委託することは認めない。なお、本業務の一部の再委託については、県の承諾を得ることとする。
- (2) 本業務の目的の達成に支障をきたさない範囲での数量の変更（委託料総額の増額を伴わないものに限る。）については、変更契約でなく契約書第3条及び本仕様書5-1(1)の②に基づく精算により対応するものとする。
- (3) 本特記仕様書に明示なき事項、または業務上疑義が生じた場合は、両者協議により業務を進めるものとする。
- (4) 契約締結後、速やかに業務実施に係る契約書（実施内容、スケジュール等を記載）を提出し、県の承認を得ること。また、業務の実施にあたっては、県と十分協議した上で実施するものとする。